

津波避難計画策定ガイドライン

〔 南海トラフ巨大地震の津波から安全に避難するための
計画作りのための手引書 〕

(臨海部立地事業所用)

平成26年度

大阪府港湾局

－ 目 次 －

1. 計画の目的と基本方針	1
2. 避難計画の対象とする津波	1
3. 津波の被害想定	1
4. 避難の対象者	2
5. 避難における問題点	2
6. 緊急対応体制の確立	4
7. 避難方法	5
8. 教育、訓練	6
9. 業種別留意事項	7
10. 避難計画作成用フォーマット	7
11. 避難計画書（参考例）	14
12. 参考資料 津波浸水想定（地区別）	21

1. 計画の目的と基本方針

南海トラフ巨大地震が発生すると、1～1.5時間後に4～5mの津波が大阪湾に襲来し、泉州地域の堤外地域の大部分は浸水します。浸水深は最大4mに達する地区も生じると想定されます。浸水深0.5mでは避難時に負傷や死亡のおそれが大きくなります。したがって、津波到達前の1～1.5時間以内に安全な場所へ避難しなければなりません。

避難計画の目的は、事業所の従業員や外来者など津波浸水区域内にいる方々の人命を守るために具体的な避難方法を明示することです。

また、計画の基本方針は「津波の第一波が到達するまでの間に浸水区域外など安全な場所への避難」です。

2. 避難計画の対象とする津波

避難計画の対象とする津波は、南海トラフ巨大地震によって生じる津波です。津波の諸元は下表のとおりです。各地区の浸水深は添付の浸水想定図のとおりです。さらに、地震により広範囲にわたって液状化が生じる可能性も想定されます（液状化可能性図参照）。

避難計画の対象地震及び津波（南海トラフ巨大地震）

	堺泉北 港	阪南港	泉佐野 港	二色港	泉州港	尾崎港	淡輪港	深日港
震 度	6弱	6弱	6弱	6弱	6強	6強	6強	6強
津波水位(最高) (T.P、メートル)	4.9	4.4	3.8	3.7	2.6	2.9	3.8	3.8
津波到達までの 最短時間(分)	101～ 110	88～95	81	88	75	68	54	54

出典：「大阪府防災会議・南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」平成25年8月

3. 津波の被害想定

津波の襲来により、事業所及び事業所周辺の道路等に生じる被害を想定します。大阪府は平成25年8月に府下の浸水深の想定図を公表しています。これに基づいて事業所周辺の浸水深の最大値を想定しておきます。また、避難経路となる道路や橋の被害想定を液状化可能性図などにより把握しておく必要があります。これらの資料は、避難経路として利用できる道路の選定に役立つものです。

南海トラフ巨大地震は、津波の前に震度6弱～6強の地震が発生します。このため、液化化等による避難経路となる道路等の損壊に加えて、石油コンビナート地区ではタンクが破損し火災、爆発、危険物の拡散などが生じるおそれもあり、事業所だけの被害ではなく避難経路全体にわたる被災状況の想定が必要です。また、地震により室内では落下物や什器の移動などが生じるため負傷者の発生を想定する必要があります。

4. 避難の対象者

津波からの避難が必要な人とその数を明記します。この場合、平日と休日、勤務時間内と時間外などにより人数は異なると考えられますので、それぞれごとに事業所の勤務者、事業所への来訪者（買物客、レジャー客なども含む）などの区別に人数を想定し、人数が最大になる日と時間帯の人数を避難対象とします。また、特記事項として「避難困難者（負傷者、高齢者、幼児など）」の有無と津波発生時に他の作業に従事する必要がある者の人数も想定して下表の形式で記載しておきます。

避難対象者と人数

区 分	平 日		休 日		特記事項 (負傷者、他の作業に従事する必要がある者の有無など)
	昼間	夜間	昼間	夜間	
事業所勤務者 (人)					
来 訪 者 (人)					
そ の 他 (人) ()					

5. 避難における問題点（避難行動を妨げる要因）と対策

すみやかで安全な避難の障害となる要因とそれへの対応策を想定します。

障害となる要因としては、下表に示すようなものがありますが、事業所の作業内容や周辺の状況等から「避難障害要因」とそれへの対策を検討し、計画の中へ盛り込んでおきます。

また、対策を図化した「避難ルートマップ」を作成し、従業員等へ周知します。

避難の障害要因と対策

障害要因	対策
ア. 浸水区域外までの距離が長く、避難所要時間が長くなる	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩での避難が原則であるが、自動車利用が可能な区間は、自動車利用も検討しておく ・浸水区域内の一時避難所へ避難する
イ. 避難経路となる道路の耐震化、耐液状化対策が進んでいないため、地震で破損すると利用できない	<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路は1つだけでなく複数の経路を設定しておく
ウ. 石油コンビナート地区などのタンクが地震により破損し、火災等が発生すると、避難経路が利用できない（一つしかない避難経路が通行できない）	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所としての条件が整っている近隣の事業所等と受入協定を結ぶ ・徒歩でも通行不能の場合は一時避難所への避難を想定しておく
エ. 車による避難が殺到すると、交差点や橋などで渋滞が生じ、スムーズな避難ができなくなる	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩による避難を原則とし、自動車は利用しない
オ. 避難経路を示す標識等がないため、道に迷う	<ul style="list-style-type: none"> ・「避難ルートマップ」を作成し周知する（ルートマップの記載項目は下表による）
カ. 外来者が多いため、その人達への情報伝達や避難誘導等の体制が取りにくくなり、避難が遅れる	<ul style="list-style-type: none"> ・外来者への津波や避難情報の伝達体制と避難誘導体制をあらかじめ設定しておく
キ. 外来者が多く、その大部分が自動車を利用しており避難においても自動車を利用する	<ul style="list-style-type: none"> ・徒歩での避難を強く指示する
ク. 避難困難者（負傷者、高齢者、乳幼児等）がいるため、避難所要時間が長くなる	<ul style="list-style-type: none"> ・負傷者の避難方法（救急車が利用できない場合の対策等）と高齢者等の避難方法を想定しておく（一時避難所への避難など）
ケ. 一時避難所が少ない、場所がわからない	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所としての条件が整っている近隣の事業所等と受入協定を結ぶ ・「避難ルートマップ」の作成、周知

避難ルートマップ作成の目的と記載項目

作成の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ巨大地震・津波により事業所周辺や浸水区域外への避難経路に生じる被害を想定し、避難の必要性、安全な避難方法及び避難ルート、一時避難所の位置を従業員等に周知する
記載項目	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所における津波第一波到達時間及び浸水深 ・避難経路第1候補（道路損傷が少ない場合、最短ルート） 第2候補（第1候補が通行不能の場合のルート） 第3候補（すべてのルートが通行不能の場合の一時避難所の所在地、外観、名称など） ・避難経路を示す標識の場所 ・避難経路の問題点 （液状化の発生が予想される地点、交通渋滞や火災などの発生が予想される地点などを注記） ・避難の方法（徒歩が原則、部課ごとにグループで行動など）

6. 緊急対応体制の確立

南海トラフ巨大地震が発生し、津波の襲来が予想される事態になった場合、従業員や外来者等の避難を安全に遂行するためには、指揮命令系統が確立していなければなりません。事業所の責任者が不在の時でも組織として適切な対応ができるようあらかじめ権限委任の方法を定めておく等、発災時の混乱をなくす体制を計画の中に明記しておきます。大規模事業所では「災害対策本部」の事前設定も有効です。

地震が発生し、大津波警報または津波警報発令の場合は、緊急対応体制を立ち上げます。

続いて避難誘導などを行う担当者の参集方法と従業員や外来者の安否の確認並びに避難対象人数の確認方法を記載します。また、危険物等を取り扱っている事業所では2次災害防止のための対策についても記載します。さらに避難経路に設定している道路等の通行可能度と安全性についての情報入手方法を明記します。

下表は、緊急対応体制の事前設定とその役割を示すものです。

緊急対応体制に関する記載項目

発災前	<ul style="list-style-type: none">発災時の緊急対応体制の事前設定 <p>〔指揮命令系統図の作成＝避難責任者、避難誘導担当者〕 などの部署名、氏名を明記</p>
地震発生	<ul style="list-style-type: none">津波襲来の有無、津波水位についての情報入手方法緊急対応体制の立ち上げ、避難者誘導担当者の参集方法従業員、外来者等の安否の確認、避難対象人数の確認方法2次災害防止対策の実施方法避難経路等の破損状況、通行可能度などの情報入手、確認方法

7. 避難方法

ここでは、避難経路、避難手段、避難先並びに避難誘導の具体的な内容を記載します。

① 避難経路

事業所から浸水区域外などの安全地域へ至る避難経路を想定し「避難ルートマップ」を作成します。経路が複数ある場合は、距離の長短や障害発生の可能性などを踏まえて優先順位をつけておきます（地震発生後は、適切な情報を踏まえて最適の経路を選定することになります）。

避難経路周辺の一時避難所（3階建て以上のビルなど）や問題箇所（液状化が予想される区間など）を避難ルートマップに明示しておきます。

② 避難手段

徒歩による避難を原則とし、自転車、バイクの利用も可と明記します。避難経路が長い場合、例外として自動車利用区間を注記します。

防災基本計画では、「原則、徒歩」としてはいますが、自動車利用の可能性について以下のようにまとめられています。

【避難手段】

箇所によっては、緊急避難場所や避難目標まで避難するには相当な距離がある場合もある。自動車等を利用した場合であっても、ヤード内や工場敷地内の移動など、渋滞や交通事故等の恐れや徒歩による避難者への妨げの恐れが低い場合や企業等において組織的な避難行動が可能な場合などには、自動車による避難方法をあらかじめ検討しておくことも可能である。この場合においても、液状化による通行不能等が生じないかどうか注意が必要である。また、自動車を放棄するタイミングや場所等を明確にしておくことが必要である。

また、自転車による避難については、渋滞等の恐れはないが、液状化による路面の凸凹には注意が必要である。

出典：「港湾の津波避難対策に関するガイドライン」平成25年9月、国土交通省 港湾局

③ 避難場所

大阪府公表の浸水深図により浸水区域を確認し、津波の浸水区域外（たとえば南海本線以東など）への避難を原則とすることを明記します。

また、大阪府は、津波第一波到達時間を50～110分として、浸水域に滞留する人が避難に間に合わないおそれがある場合に緊急的に避難するための避難所、津波避難ビルが設定されていますので、これらの所在地も避難ルートマップに記入しておきます。

④ 避難指示、誘導方法、避難完了の確認

津波の襲来により避難が必要になった場合、避難対象者に避難命令を発するとともに、避難方法を伝達する方法を記載します。外来者や事業所外で作業中の従業員等、すべての避難対象者に指示を伝える方法を検討し、明記しておきます。特に外来者への伝達方法が重要となります。

避難指示の伝達方法は、事業所内では口頭で、事業所外（作業現場など）では防災スピーカーや拡声器による放送など、伝達の担当者と方法を記載します。

避難は、避難経路の踏査経験があり土地勘もある誘導担当者（指揮命令系統図に明記済み）がリーダーとなってグループとして行動します。

最後に、避難対象者全員が安全に避難できたかどうかの確認方法を記載します。たとえば、避難責任者が避難グループのリーダーへ携帯電話で確認するといったやり方が考えられます。不特定多数の外来者についても確認する方法を検討します。

8. 避難方法の周知と訓練

津波避難計画の内容を従業員等に周知させ、津波発生時に適切かつ安全な避難行動がとれるようにすることが重要であり、そのための方策（社内教育、避難ルートマップの配付など）を明記します。また、本計画に基づき、定期的に避難訓練を行うとともに、自治体等の作成する最新の情報に基づいて、計画の見直しを行います。

9. 避難計画策定における業種別の留意事項

事業所が策定する避難計画の内容は、事業所の業種、業態、立地場所等により異なります。

特に、避難対象者の中に従業員以外の外来者が多い物販、レジャー関連事業所では、避難の指示や誘導が行き届かない事態も想定されます。また、津波からの安全圏（浸水区域外など）への距離が長く、避難所要時間が長くなると想定される事業所では、他の事業所よりもより素早い対応が求められます。

事業所の特性による避難における留意事項を整理すると下表のとおりです。これらの特性を反映させた避難計画を策定します。

避難計画の策定にあたっての留意点（事業所の特性別）

事業所特性（業種、立地場所など）	避難計画策定にあたっての留意点
1. 製造業、倉庫業	・避難対象者は事業所内の勤務者が主であるため、これらの対象者に絞った計画とする
2. 港湾運送業、港湾荷役業 貨物自動車運送業	・岸壁など事業所外の現場での作業者がいるため、これらの従業員への情報伝達、避難指示方法を検討する
3. 卸小売業（店舗運営）、 レジャー施設運営業	・不特定多数の外来者が多く、高齢者、幼児もいることから、避難指示、避難誘導のきめ細かい方法を策定する
4. 緑地、海水浴場等の管理主体	・緑地、海水浴場の利用客は屋外に散らばっており、避難の指示が行き届かないことが懸念される。情報伝達、指示、誘導に関してきめ細かい対策を策定する
5. その他 〔安全区域までの距離が長く、 避難所要時間が長くなる事業 所など〕	・水門の閉鎖や避難誘導等のため、避難が遅れるおそれのある方々が所属する事業所では、逃げ遅れが発生しないような対策を計画に盛り込む ・浸水区域外までの距離が長い事業所は、素早い避難体制をとるとともに、一時避難所の確保（他事業所との協定など）を図る

10. 避難計画書作成用フォーマット

このフォーマットは、項目ごとに 内への適切な文言を記入することで、比較的簡便に計画書を作成するために添付しています。1～9までの説明と記入例を参考にして計画書を作成してください。

○津波避難計画書作成用フォーマット

1. 計画の目的と基本方針

- 記入例を参考にして、貴社の考え方を記入してください。

(記入例)

- ・計画の目的－従業員及び外来者の人命を津波から守るための具体的な避難方法を明示すること
- ・基本方針－津波の第一波が到達するまでの間に浸水区域外などの安全な場所へ避難する
浸水区域外への避難が困難な場合は、3階建て以上の堅固な建物の3階以上へ避難する。

記 入 欄

2. 計画の対象とする津波

- 記入例を参考にして、貴事業所立地地域への津波第一波到達時間等を記入してください。

(記入例)

- ・南海トラフ巨大地震による震度6弱の地震が発生し、その約90分後に津波の第一波が襲来する。津波警報あるいは大津波警報が発令される。

記 入 欄

3. 被害想定

- 記入例並びに添付の「津波浸水図」を参考にして、貴事業所に生じる被害の内容を記入してください。なお、事業所周辺地区の浸水図は府のHPからダウンロードできます。

(記入例)

- ・事業所周辺の浸水深は2.0mと想定される。そのため、地震発生後すみやかに避難を開始する(90分以内に安全区域へ避難する)。
- ・事業所から内陸部へ通じる道路(府道〇〇線および〇〇線)は、液状化の恐れが大きく自動車の走行は不可能であるが、徒歩での通行は可能と思われる。

記 入 欄

4. 避難の対象者

- 記入例を参考にして、避難対象者とその人数(最大のケース)を記入してください。

(記入例)

- ・避難対象人数は、平日の午前10～11時、または午後2～3時のピーク時の人数。

	事務所内	現場	計
事業所勤務者	〇〇人	〇〇人	〇〇人
外来者 (商用、貨物搬入など)	〇〇人	〇〇人	〇〇人
計	〇〇人	〇〇人	〇〇人

記 入 欄

5. 避難における問題点とそれへの対策

- 記入例を参考にして、貴事業所における問題点と対策を記入してください。

(記入例-1)

問題点	対策
<ul style="list-style-type: none"> ・避難経路は、石油コンビナート地区内の1本しかなく、火災が発生すると徒歩での避難も困難になる。 ・避難経路が通行できない場合、浸水区域内の一時避難所へ避難することになるが、その数が少ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時避難所の条件を備えている施設を確保しておく。 ・施設管理者との避難受入協定を締結する。

(記入例-2)

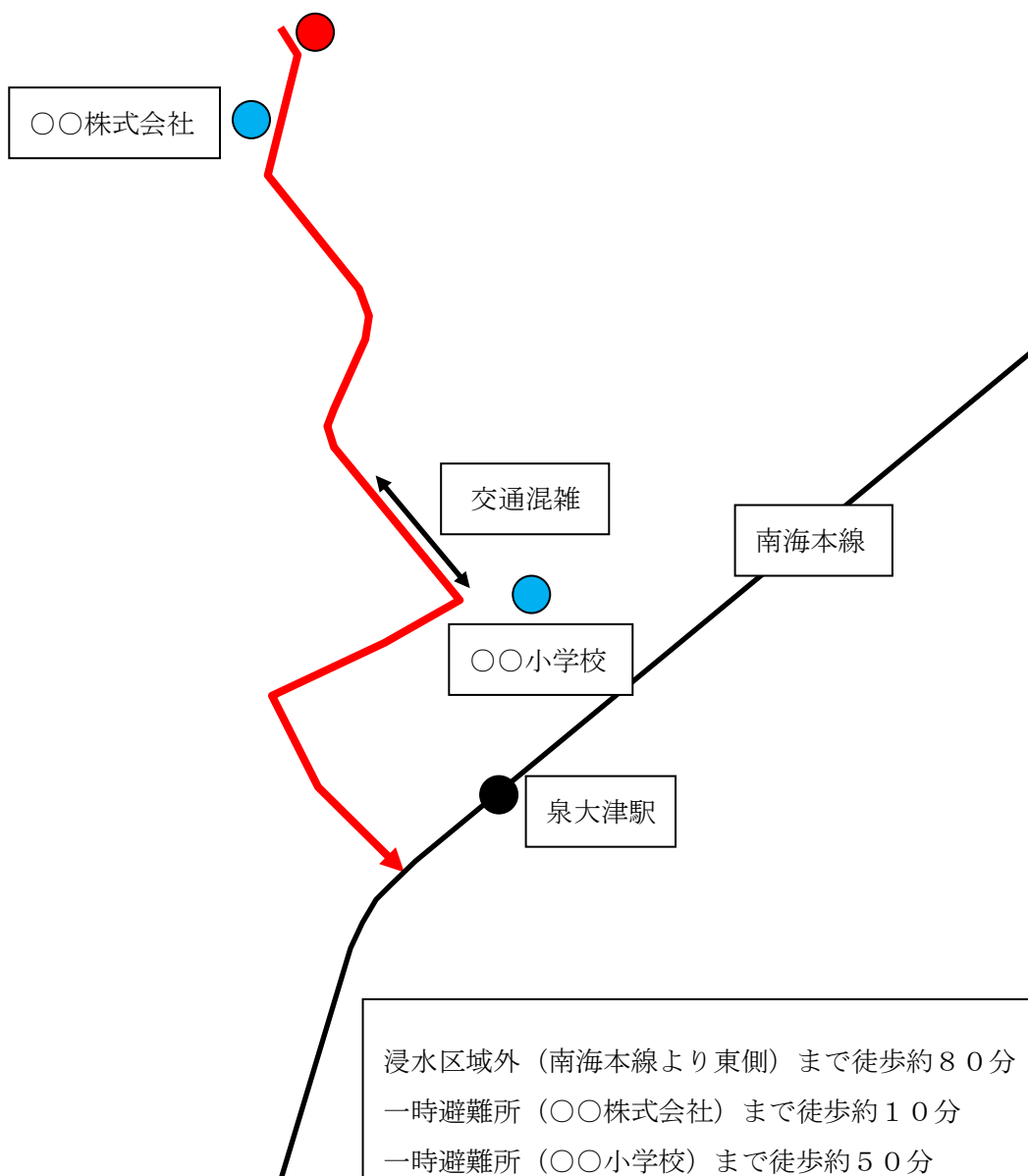
問題点	対策
<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の外来者が多いため、避難時に混乱、パニックの恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・外来者への情報伝達体制を事前に整備しておく。 ・発災後はこの体制により津波到来まで時間的に余裕があること及び避難先、避難ルートを伝え、落ち着いて避難するように指示、誘導する。

記 入 欄

●市販の市街地図あるいは府公表の津波浸水詳細図をベース地図として、この上へ事業所の位置、避難ルート、一時避難所の位置と徒歩による所要時間等を記入してください。また、避難経路の問題点（液状化、交通混雑、火災等）をあわせて記入しておく有効性が向上します（避難ルートマップへの記載事項はP. 3を参照）。

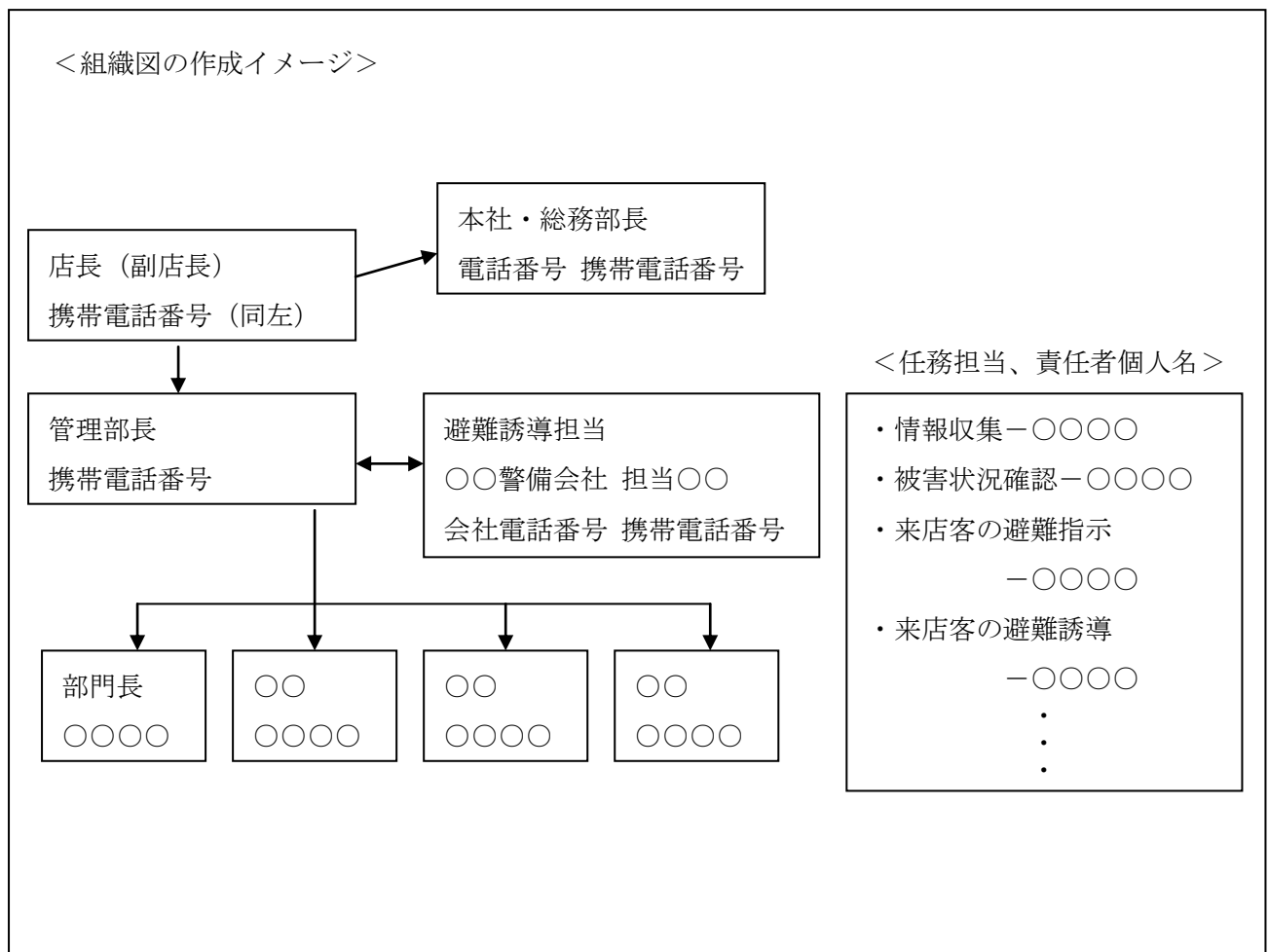
一時避難所の名称、所在地は自治体のHPからダウンロードできます。

<避難ルートマップの作成イメージ>



6. 緊急対応体制

- 津波からの避難における役割分担と指揮命令系統を示す「組織図」を作成します。



7. 避難方法

- 記入例を参考にして、避難指示、誘導、避難完了確認などの実施手順を記入してください。

(記入例)

- ・ 避難指示方法—事務所内では口頭
—事業所外（作業現場）は、防災スピーカー、拡声器による放送、
携帯電話で指示
- ・ 誘導方法—指揮命令系統図に示す誘導担当がリーダーとなる。事務所勤務者及び外来者は事務所前の駐車場へ集合し、避難。作業現場の勤務者は班ごとに集合し、班長の指示により避難。

- ・避難完了の確認ー所長は事務所内及び作業現場の勤務者並びに外来者が全員避難したことを確認する。また、二次災害の発生を防止するための処置を可能な限り実施する。

記 入 欄

8. 教育、訓練

- 記入例を参考にして、避難計画の内容を従業員等に周知させるための方策及び発災時に適切かつ安全な避難行動をとれるようにするための方策を記入してください。

(記入例)

- ・避難計画書を全従業員に配布するとともに、避難ルートマップを事務所玄関、食堂等に掲示する。
- ・避難計画書に基づいて、年に2回避難訓練を行う。
- ・自治体等からの最新の情報に基づいて計画書の見直しを行う。
(一時避難所の追加、耐震化道路の整備などの情報を計画へ盛り込む)

記 入 欄

1 1. 避難計画書（参考例）

○物流事業者の避難計画書（例）

津波避難計画書

平成〇〇年△△月策定

〇〇株式会社

目 次

基 本 方 針

第1条 勤務中における地震対策要領

第2条 勤務時間外における地震対処要領

（参考1）地震の揺れと震度

（参考2）いざというときの連絡先

基本方針

当マニュアルは〇〇〇株式会社の役員、社員及びその家族の安全確保と、〇〇〇株式会社の資産、業務推進に大きな被害をもたらす恐れのある災害に対し備えるものである。

- 第1 人命保護を最優先とする
 - 第2 資産の保護、業務の早期回復を図る
 - 第3 可能な限り、近隣地域への救援及び支援にあたる
- 以上を基本方針とする

※ 津波から逃れるには〇〇付近まで避難する。
事務所から津波浸水区域外まで約〇〇〇〇m。

第1条 勤務中における地震対策要領

地震警戒宣言が発令された場合及び業務に甚大な支障をきたすと判断できる突発的地震が発生した場合、以下の要領で対処する。

(例) 防災行政スピーカーからの津波警報 (警報音) サイレン5秒吹鳴、6秒休止×2回

① 事務所

- ・素早く火の始末
- ・落ち着いて！まず身の安全
- ・窓や戸を開けて出口の確保
- ・避難は徒歩で

② 乗務員

- ・運転中の乗務員は津波から逃れるため、海岸線よりただちに離れ、山手方面に避難する。
- ・作業中の乗務員は各自がその場を離れても、二次災害が発生しない最低限の処置後、山手方面に避難する。

③ 倉庫で作業中の社員

- ・荷崩れに注意して全員で協力し合って、二次災害が発生しない最低限の処置後、山手方面南海本線付近まで避難する。

④ 各チームリーダーはチーム員の安否確認、被害報告を組織図に沿って行う。

- ⑤ 負傷者が出た場合
- ・人命保護を最優先とし、救急車の要否を付添者が判断する。
 - ・氏名、年齢、連絡先、血液型、負傷時の状況メモを救急隊員に渡す。
 - ・収容先病院の確認と、連絡できる人が家族に連絡する（別紙連絡先一覧表参照）。
- ⑥ 各人は家族等の安否確認
- ・電話がつかないときは「災害時伝言ダイヤル」が開設されるので、171「声の伝言板」で伝言の録音の場合【1】、再生の場合【2】で録音、再生ができる。
【171】にダイヤルし、音声案内に従って自宅や被災地の電話番号をダイヤルしてください。
- ⑦ 余震による二次災害の恐れがない場合
- ・災害対策本部を立ち上げる。本部長は〇〇専務 副本部長〇〇常務
 - ・負傷者に対する処置
 - ・総務は情報収集(地震の規模、周辺被害状況)、非常食、飲料水の確保と配布
 - ・班長、リーダーは車両の被害状況確認
 - ・〇〇工場長は倉庫、工場内被害状況確認

第2条 勤務時間外における地震対策要領

- ① 各チームリーダーはチーム員の安否確認と被害報告を組織図に沿って行う。
- ② 負傷者が出た場合は、第1条⑤に準ずる。
- ③ 余震による二次災害の恐れがない場合は第1条⑦に準ずる。

(参考1) 地震の揺れと震度

震度1 屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる程度

震度2 屋内にいる人の多くが揺れを感じます。電灯などのつりさげ物がわずかに揺れ、眠っている人の一部が目覚めます。

震度3 屋内にいる人の多くが揺れを感じます。棚にある食器類が音を立てることがあり、恐怖感を覚える人もいます。

震度4 かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとします。眠っている人のほとんどが目覚め、座りの悪い置物が倒れることがあります。

震度5弱 多くの人が身の安全を図ろうとします。食器類、本棚の本が落ちることがあり、家具が移動することがあります。

震度5強 非常な恐怖を感じます。棚にある多くの物が落ち、タンス等重い家具が倒れることがあります

震度6弱 立ってられない。重い家具の多くが移動、転倒、ドアが開かなくなる

震度6強 はわないと動けない、ドアが外れて飛ぶことがある。

震度7 揺れに翻弄され、自分の意思で行動ができません。ほとんどの家具が移動し、飛ぶものもあります。

(参考2) いざという時の連絡先

名 称		T E L
〇〇市役所		〇〇〇-△△△△
〇〇市消防本部・消防署		〇〇〇-△△△△
〇〇警察署		〇〇〇-△△△△
大阪府〇〇土木事務所		〇〇〇-△△△△
大阪府都市整備部河川室		〇〇〇-△△△△
大阪管区气象台		〇〇〇-△△△△
N T T故障係		〇〇〇-△△△△
関西電力〇〇事業所		〇〇〇-△△△△
大阪ガス	ガス漏れ専用	〇〇〇-△△△△
	総合受付	〇〇〇-△△△△

津波避難計画書

平成〇〇年△△月策定

〇〇株式会社

〇〇店

1. 津波避難計画の基本方針

南海トラフ巨大地震の発生により、当社が立地する〇〇市〇〇町では震度6弱の地震に続いて、津波水位4.9mの津波が襲来すると想定されている。

地震により商品棚や什器の転倒、壁の崩落、照明器具などの落下が生じ、お客様への人身被害が生じるおそれがある。

また、津波は地震発生約1時間後に第一波が到来すると想定されている。

本計画は、このような事態においてお客様及び従業員、出入り業者等が津波の第一波が当社へ到来するまでの間に安全な場所へ避難するために必要な対応策を示すものである。

2. 被害想定

1) 店舗・施設

南海トラフ巨大地震（震度6弱）により、当店舗（鉄骨造、2階建）は店内商品棚や什器類の移動、転倒、商品の散乱、壁の一部崩落、照明器具の落下等の被害が生じ、店内のお客様と従業員に負傷者が生じると想定される。

津波は防潮堤を越えて当店の敷地内に流入し、浸水深は1m以上になるため、津波到達前に店内及び店周辺の滞留者は全員避難しなければならない。

2) 店舗周辺道路等

当社のお客様のほとんどは乗用車を利用して来店されており、津波からの避難にも乗用車を利用しようとする。しかし乗用車による避難経路は〇〇線のみであり、この道路が地震による液状化等で通行不能になる事態が想定される。また、駐車場は液状化による陥没が生じ、車両の出入りが困難になると想定される。そのため、避難は徒歩によることとし、その旨をお客様に伝えなければならない。

3. 避難の対象者

津波からの避難対象者は、来店客、商用客（セールスマン、納品ドライバーなど）、従業員（パート、アルバイト含む）とする。当社周辺には、他の店舗や施設への来訪者もいるが、本計画ではこれらの方々は対象としない。

避難対象者数は、来店客がもっとも多くなる休日の午後1～2時における人数とする。

避難対象者数（休日・午後1時）

来店客	人	ほとんどが乗用車利用、高齢者、乳幼児あり
商用客	人	ほとんどが乗用車利用
従業員	人	乗用車、バイク、自転車、路線バス利用

4. 避難における問題点と対策

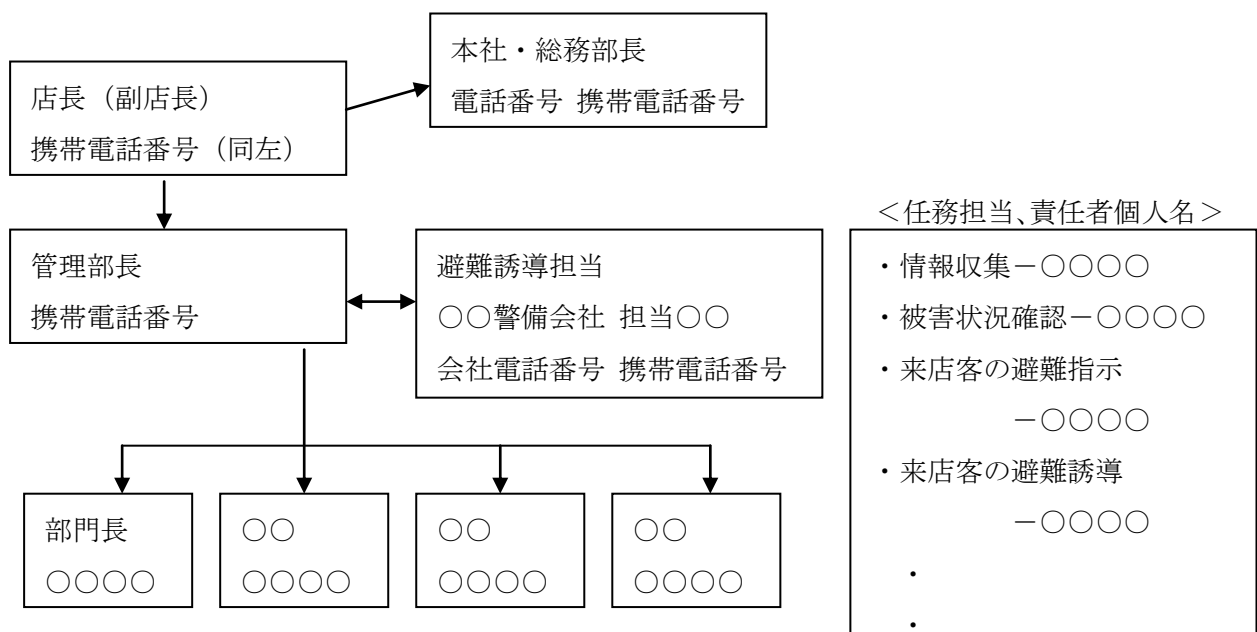
当店へのアクセスは、公共交通網が不備なためマイカー、商用車が主である。自動車による避難は通行可能道路への集中や事故による渋滞で逃げ遅れのおそれがあるため、徒歩による避難を原則とする。

津波到来想定時間は地震発生後約1時間であり、この間に一般成人、学童でも徒歩で十分安全圏（浸水区域外）に到達できる。乗用車を置いたまま徒歩での避難については、お客様の抵抗は大きいと思われるが、道路の状況や渋滞等の状況を伝えて、極力徒歩による避難を指示することとする。

5. 緊急対応体制

〇〇店の緊急対応体制は図1のとおりとする。南海トラフ巨大地震として震度5以上の地震発生と同時に緊急対応体制は発動する

図1. 〇〇株式会社〇〇店の津波等の災害時における緊急対応体制図



6. 避難の手順

- 1) 震度5以上の地震発生、津波警報発令により店長（店長不在の場合は副店長、以下同じ）は直ちに関係者（緊急対応体制に記載済み）を店内の会議室へ集合させ、体制を立ち上げる。店長は、緊急対応体制の立ち上げと救援要員の派遣を本社へ連絡する。
- 2) 店長は担当者に指示して、最優先事項として店内の客を店外へ退出させ、スピーカー等を通じて津波の襲来と避難が必要なことを伝える。また、津波に関する最新の情報をインターネット等から入手する。

客にパニックを引き起こさないよう従業員は冷静を保ち、警備員と協力して客を店外の駐車場等へ誘導する。
- 3) 客が全て店内から退去したことを確認し、店内の電源、ガス等を閉鎖した後、従業員が退出する。最新の情報に基づいて通行可能な避難経路を確認し、避難担当者に携帯電話で伝える。避難担当者は警備員と協力して店外の客に対し、ハンドマイク等により徒歩による避難を指示し、担当者が先導して避難を開始する。避難グループの先頭者には「避難ルートマップ」を配付する。
- 4) 地震により重傷者が生じた場合は、救急車の出動を要請するが、間に合わない場合は店の車両で最寄りの病院へ搬送する。
- 5) 店長及び警備会社の責任者はすべての客、従業員等が店舗から退去し、安全圏へ向けて避難していることを確認した後、自らも避難する。

7. 避難方法の周知と訓練

来店客と従業員が津波から安全に避難するためには、従業員全員が日頃から避難計画の内容を熟知しておき、津波発生時に冷静沈着な行動をとれるように努めておくことが肝要である。また、来店客に対しても店舗内の「避難ルートマップ」の掲示などを通じてすみやかな避難の必要性などをPRする。

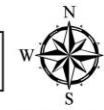
さらに、緊急対応体制の参集メンバーによる会議を半年に1回程度開催し、津波避難計画の確認と見直しを行うとともに、年1回程度の避難訓練を実施する。

8. 一時避難所

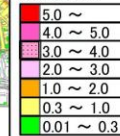
逃げ遅れ者などの緊急避難所として、〇〇〇株式会社との協定により同社〇〇町の本社ビルを使用できる（当店から徒歩約15分圏）。

大阪府津波浸水想定（詳細図）

図面番号 7 / 16



浸水深(m)



【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破壊（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

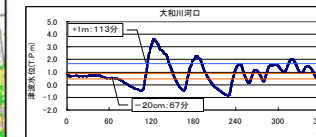
	防潮堤等	水門	陸閉
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	閉鎖
条件2	地震時沈下量なし	閉鎖	閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を有すると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというわけではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

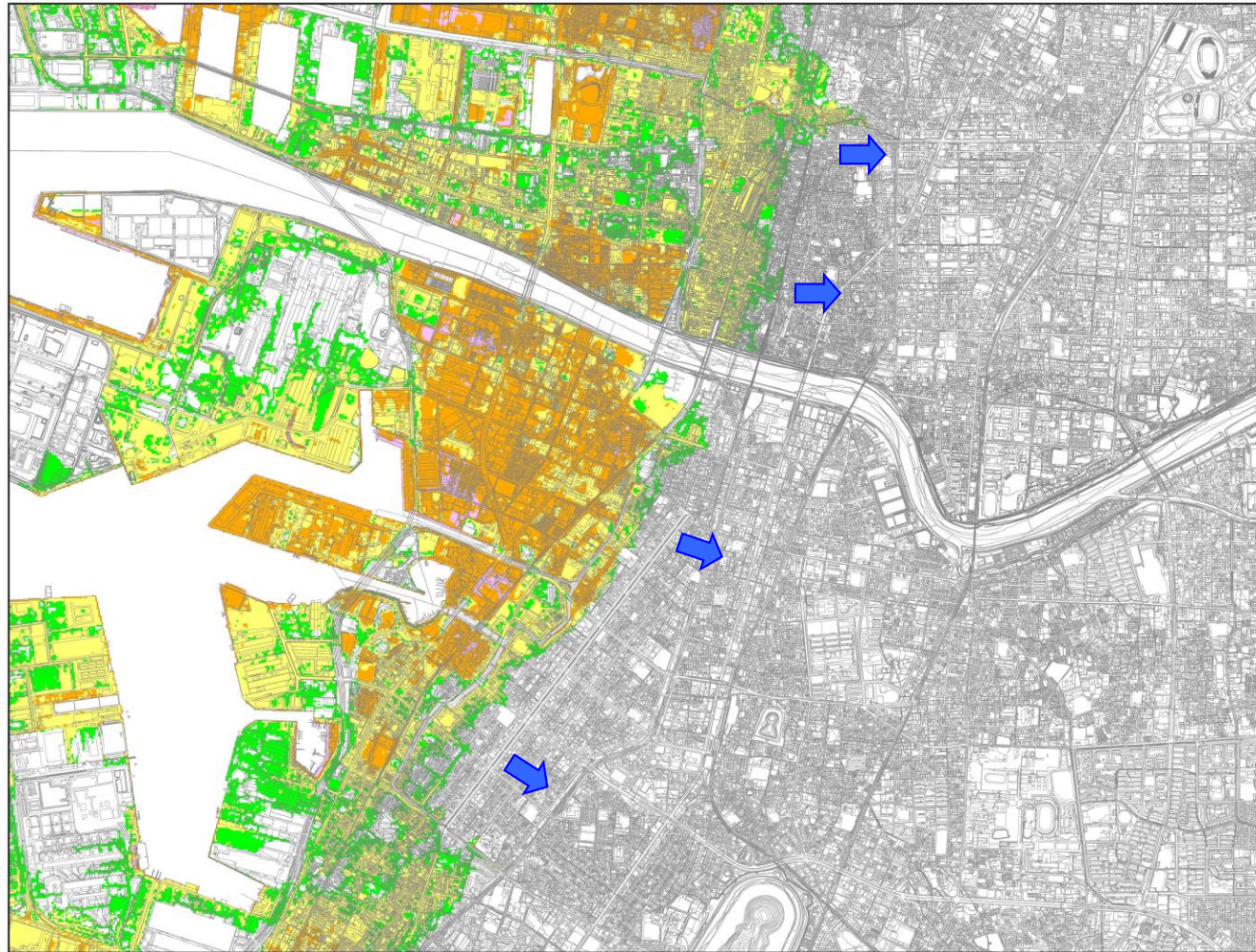
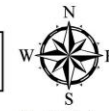
※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

大和川河口の水位変化

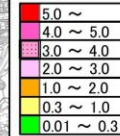


大阪府津波浸水想定（詳細図）

図面番号 8 /16



浸水深(m)



【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破壊（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

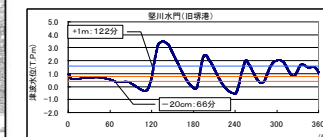
	防潮堤等	水門	陸門
条件1	地震時沈下量を考慮		開放
条件2	地震時沈下量なし		閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

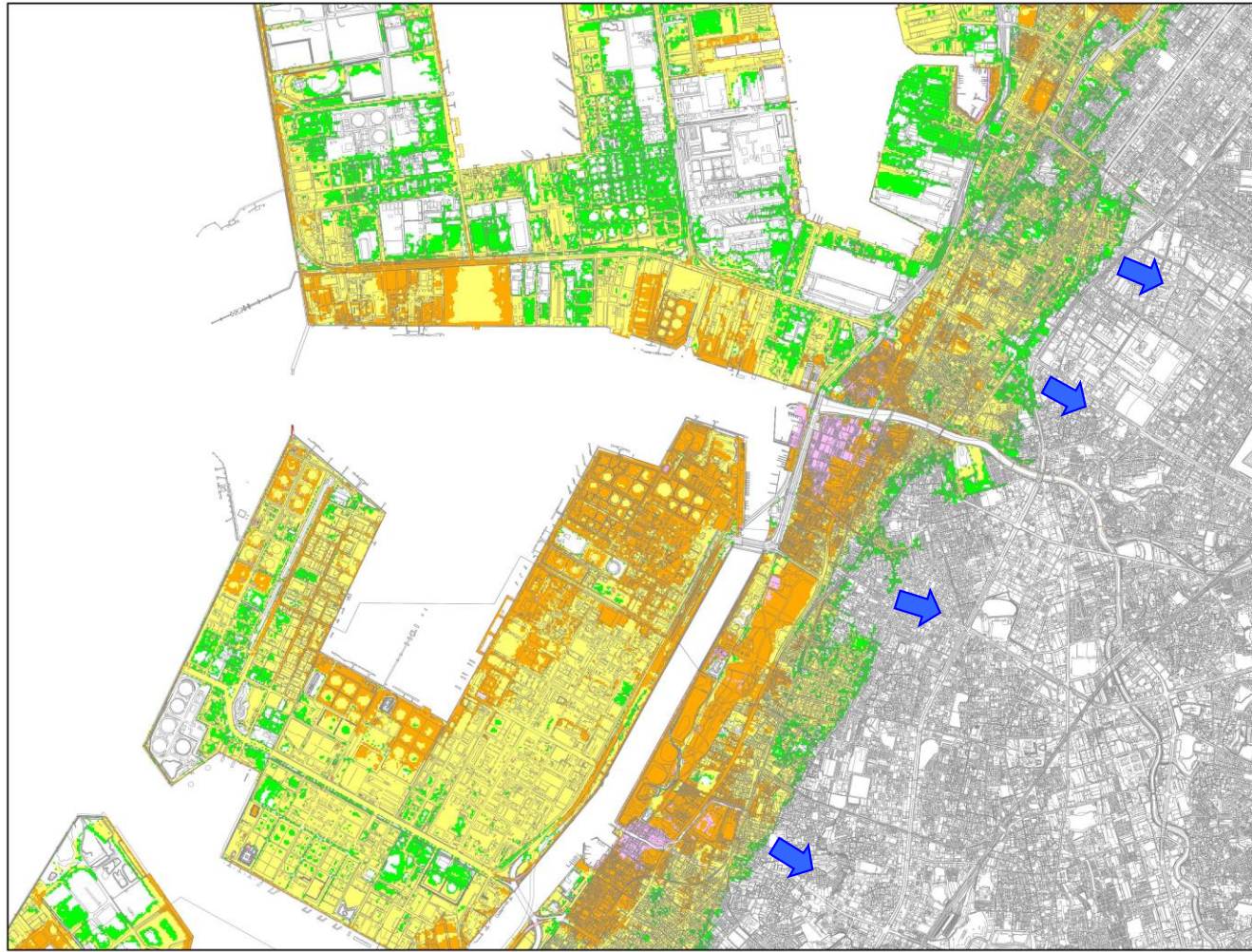
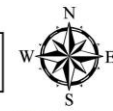
※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

堺田港の水位変化

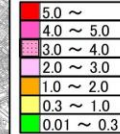


大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 9 /16



浸水深(m)



【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破壊（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

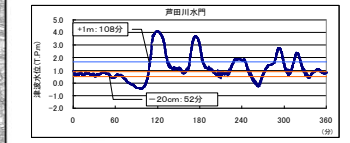
	防潮堤等	水門	陸門
条件1		開放	
条件2	地震時沈下量を考慮		閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

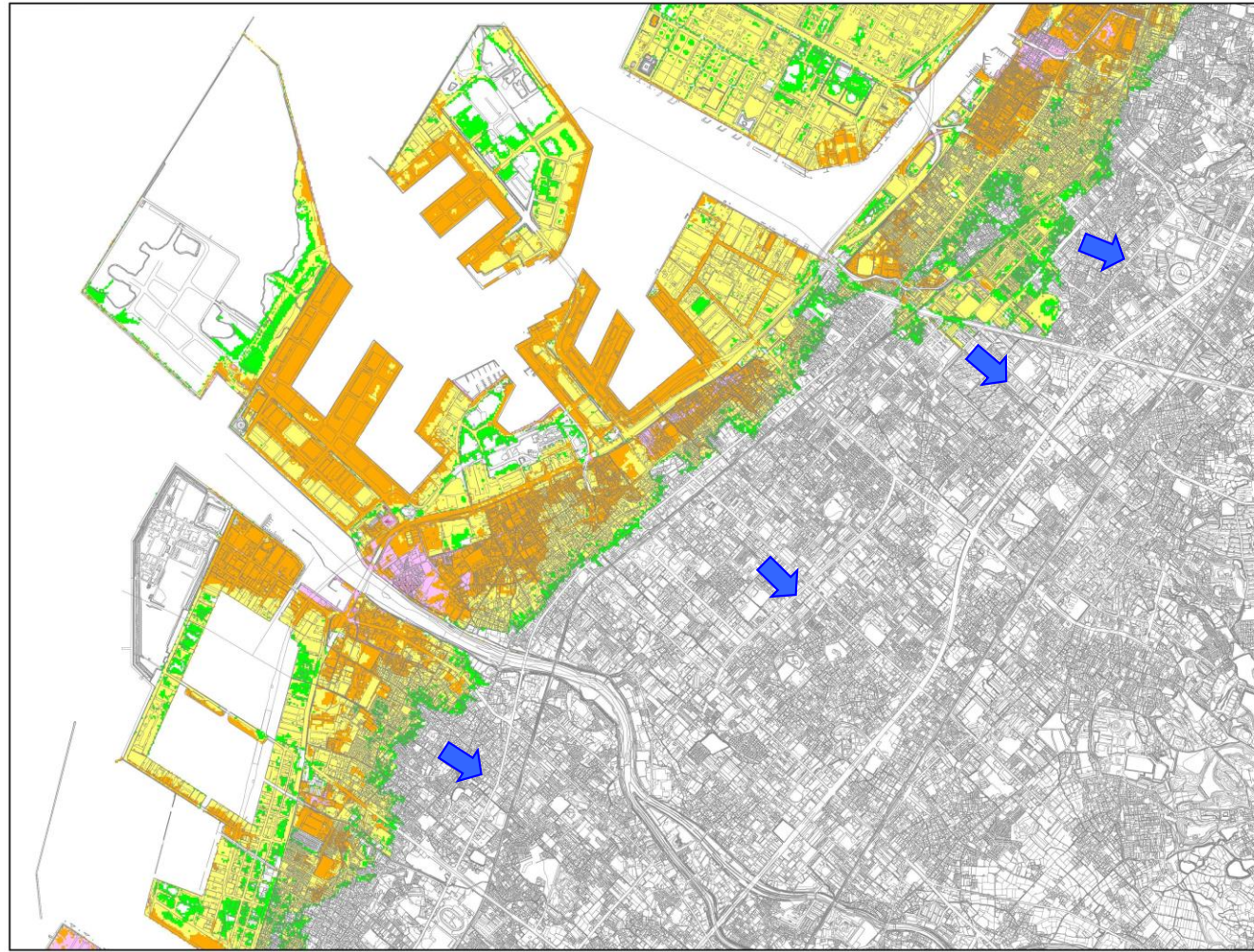
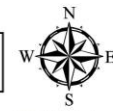
※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

芦田川水門の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 10/16



【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

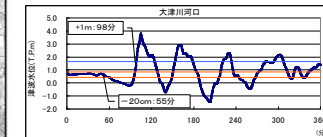
	防潮堤等	水門	陸開
条件1	地震時沈下量を考慮		開放
条件2			閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを連立しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

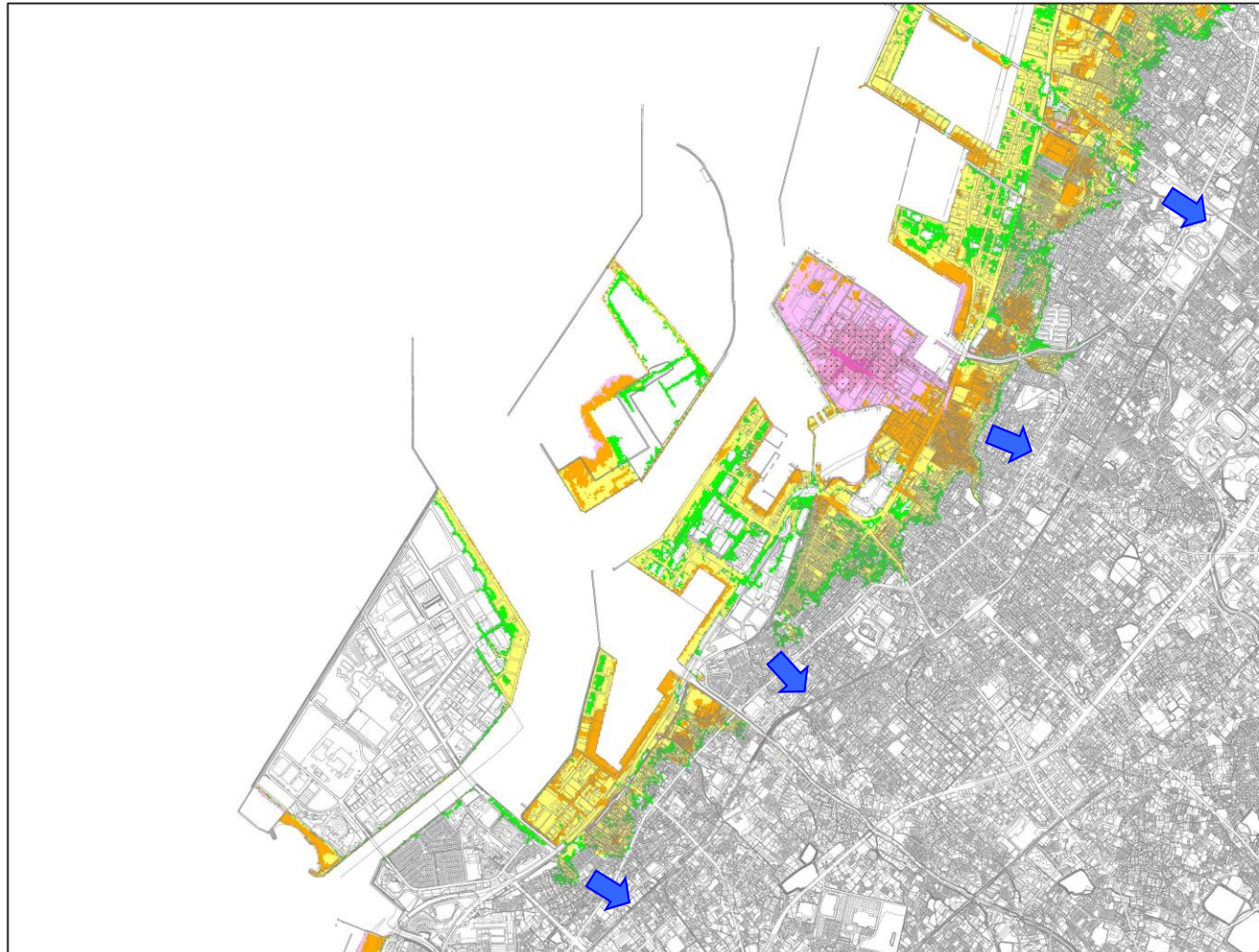
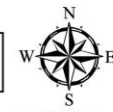
※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

大津川河口の水位変化

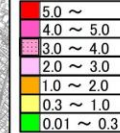


大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 11/16



浸水深(m)



【津波シミュレーション条件】

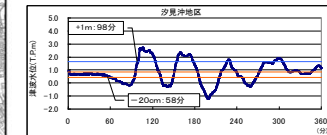
対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破壊（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸門
条件1	地震時沈下量を考慮		開放
条件2			閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

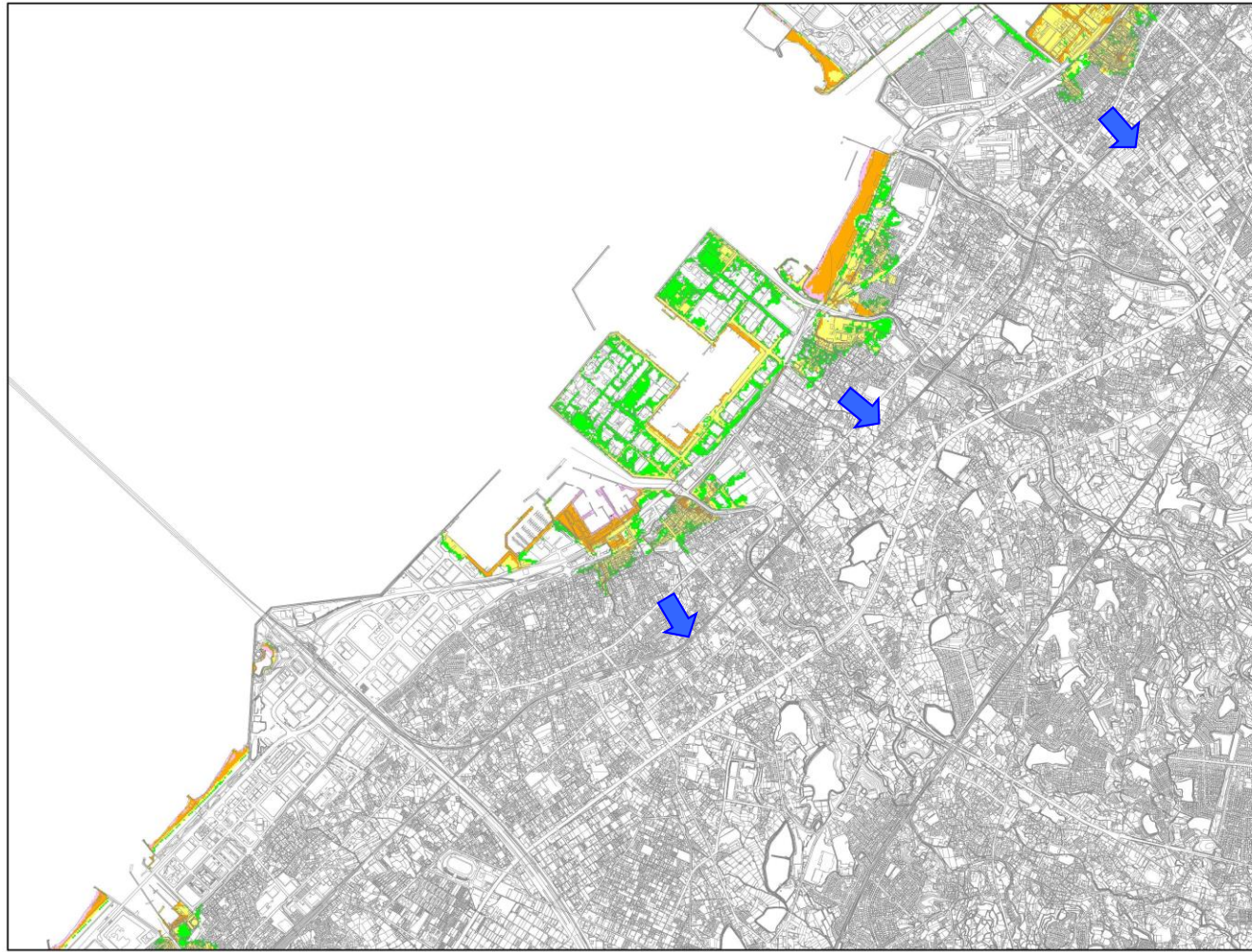
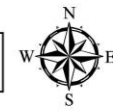
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を有すると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというわけではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
- ※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

汐見沖の水位変化

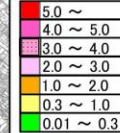


大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 12/16



浸水深(m)



【津波シミュレーション条件】

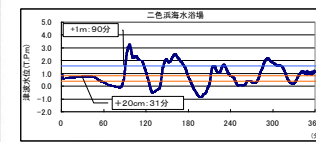
対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸閉
条件1			開放
条件2	地震時沈下量を考慮		閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

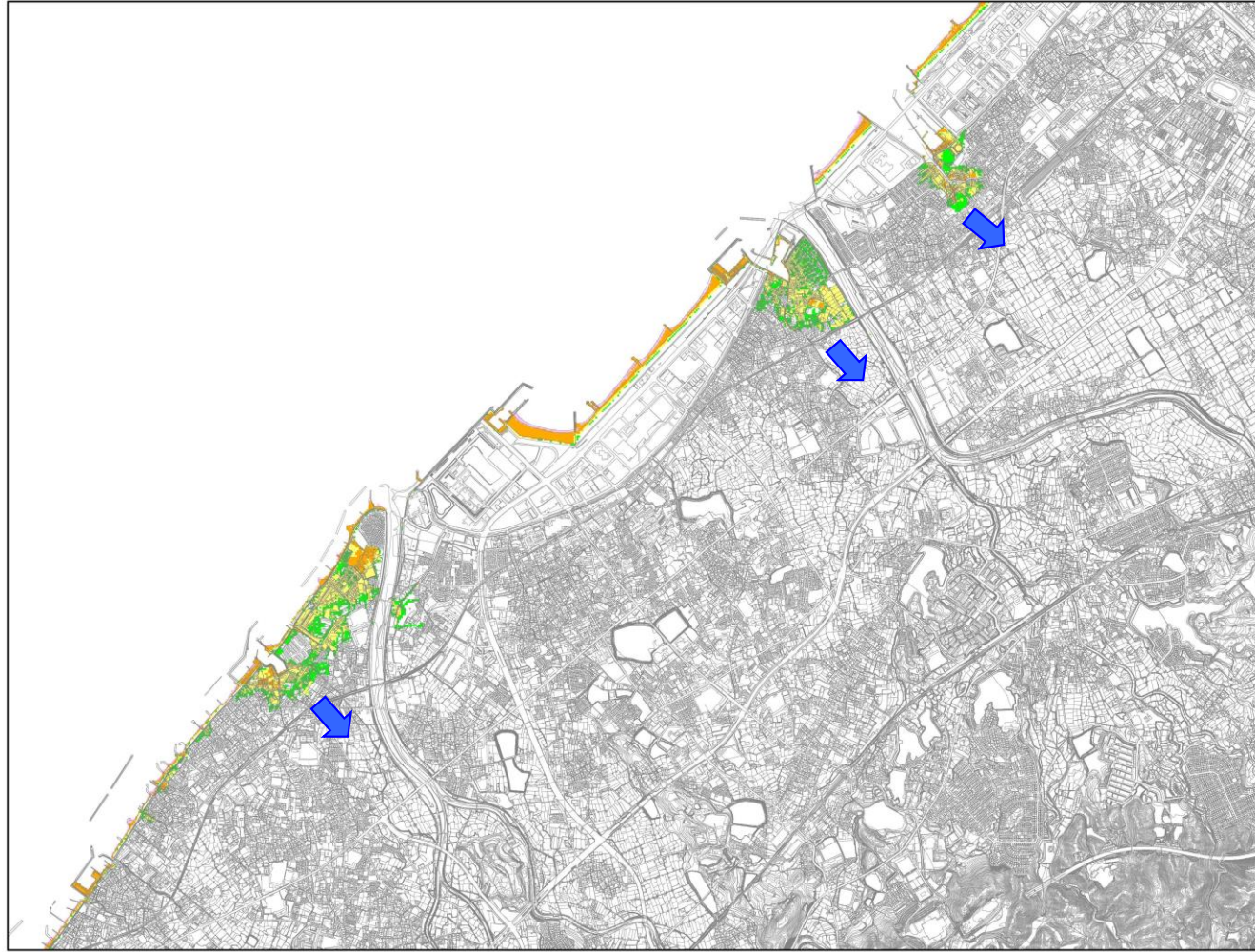
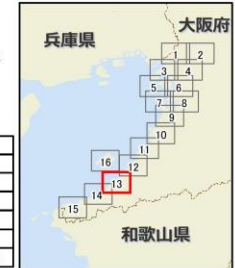
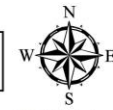
- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
 - 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えたと考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
 - 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
 - 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
 - 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。
- ※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

二色浜海水浴場の水位変化

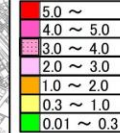


大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 13/16



浸水深(m)



【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

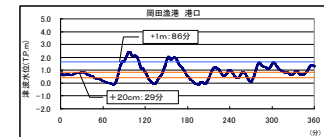
	防潮堤等	水門	陸閉
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	閉鎖
条件2	地震時沈下量なし	閉鎖	閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を及ぼすと考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

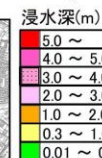
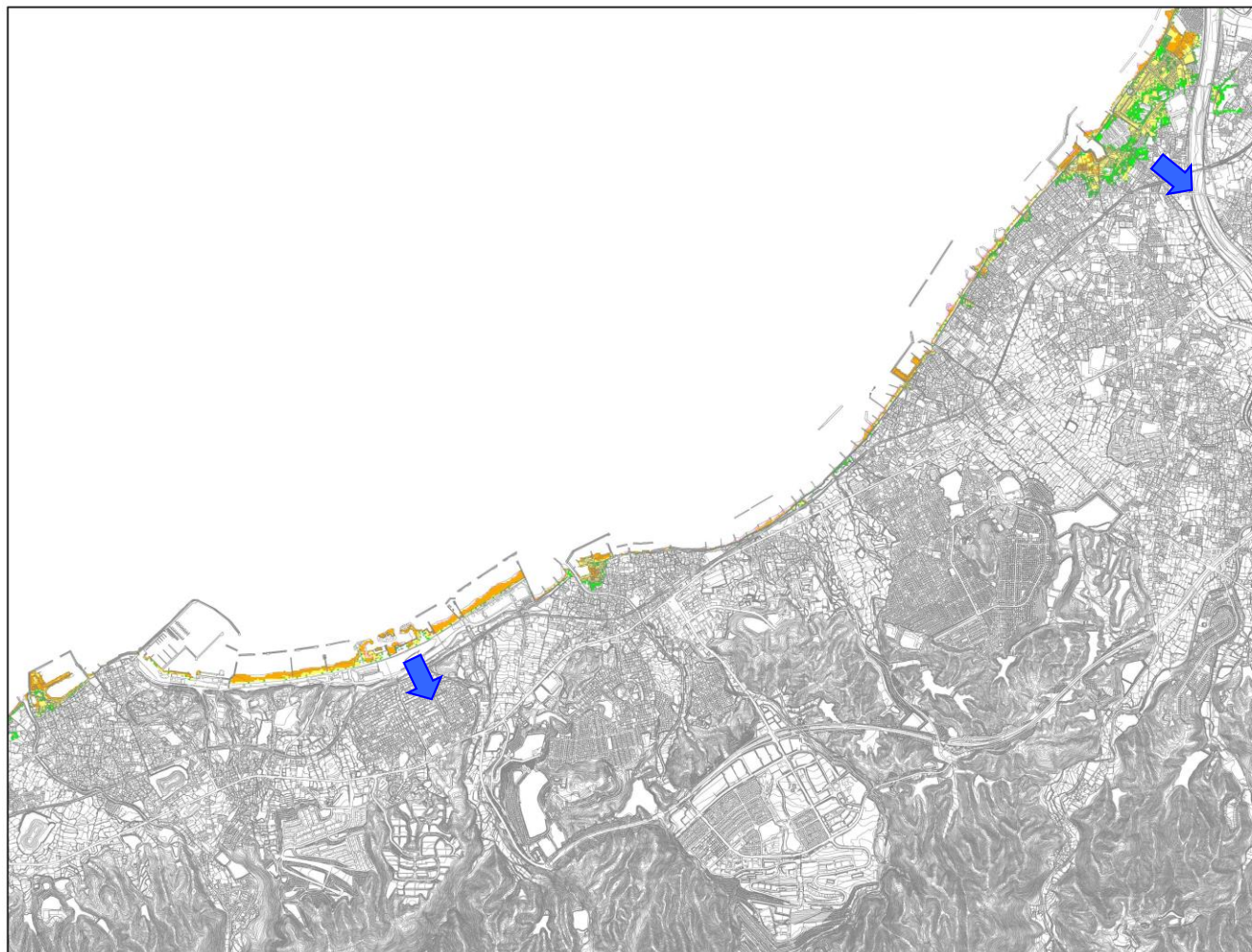
※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

岡田漁港の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 14/16



【津波シミュレーション条件】
 対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

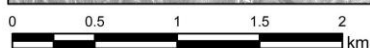
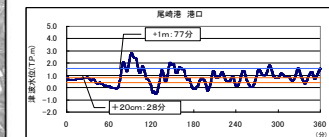
	防潮堤等	水門	陸閉
条件1	地震時沈下量を考慮		開放
条件2			閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を仮定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというわけではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

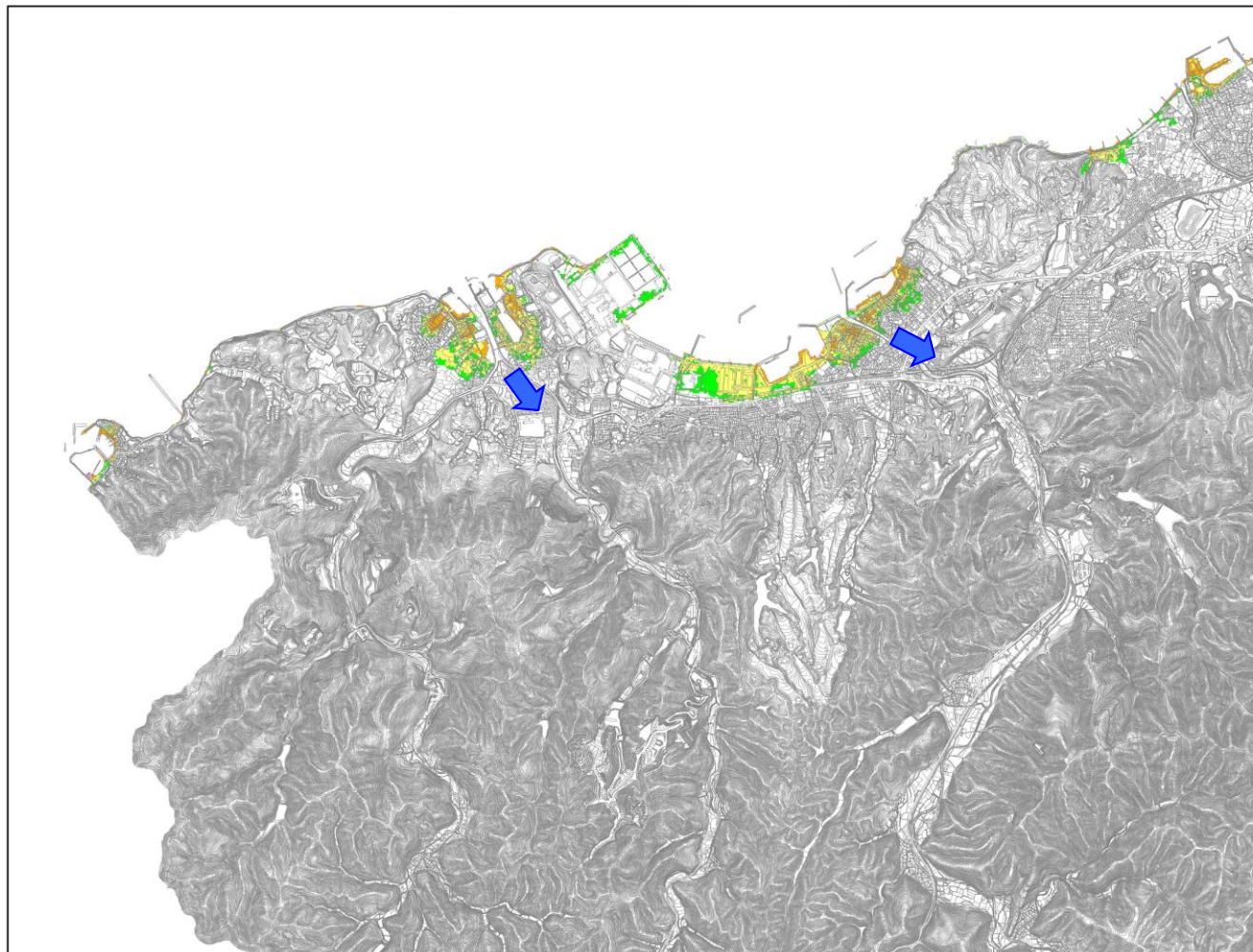
※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

尾崎港の水位変化

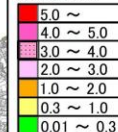


大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 15/16



浸水深(m)



【津波シミュレーション条件】

対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破堤（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

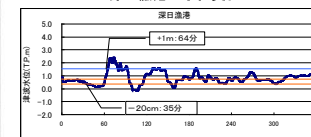
	防潮堤等	水門	陸閉
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	閉鎖
条件2	地震時沈下量なし	閉鎖	閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を有すると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというものではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

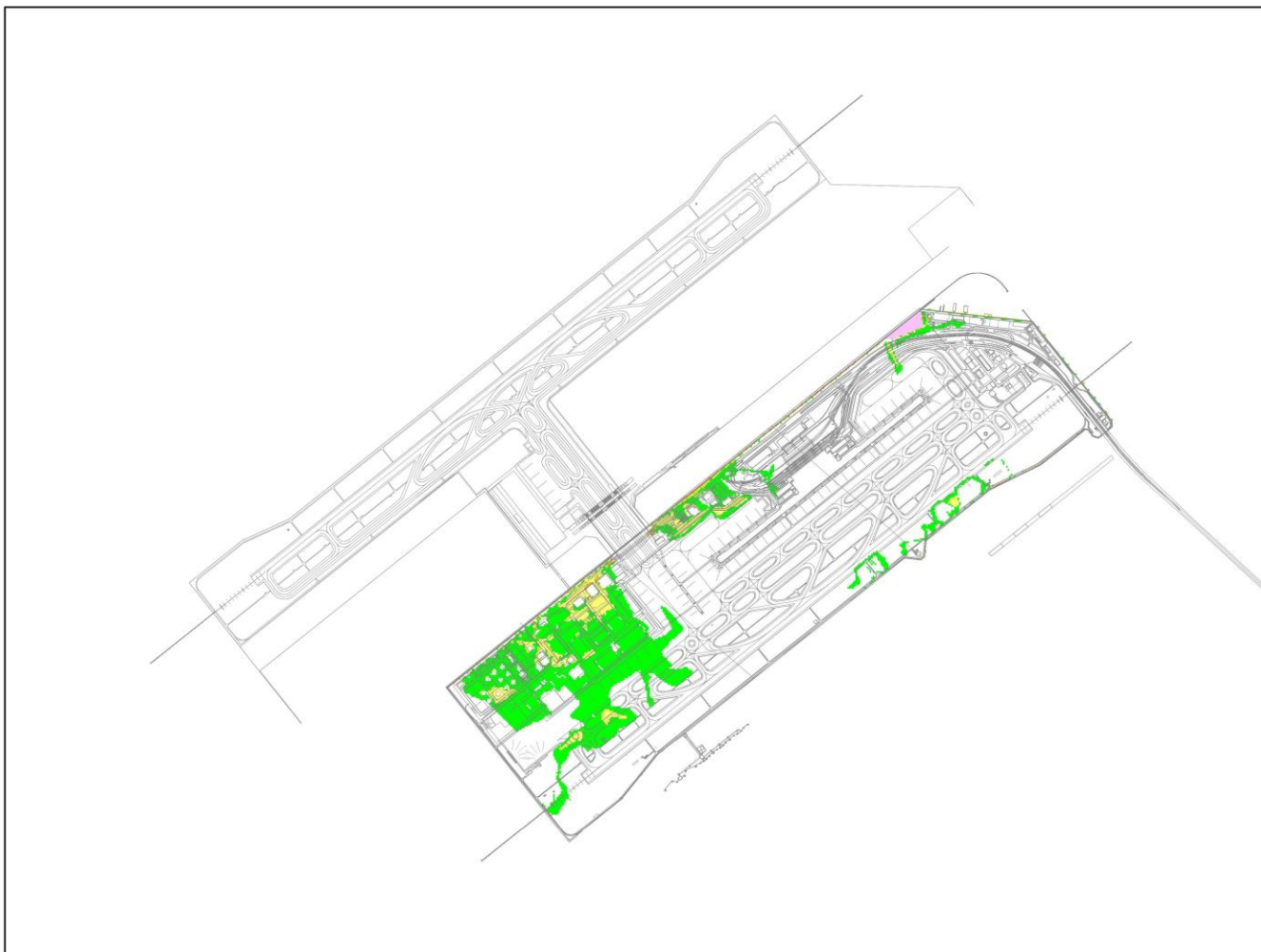
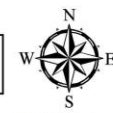
※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

深日港の水位変化



大阪府津波浸水想定(詳細図)

図面番号 16/16



浸水深(m)

5.0 ~
4.0 ~ 5.0
3.0 ~ 4.0
2.0 ~ 3.0
1.0 ~ 2.0
0.3 ~ 1.0
0.01 ~ 0.3

【津波シミュレーション条件】

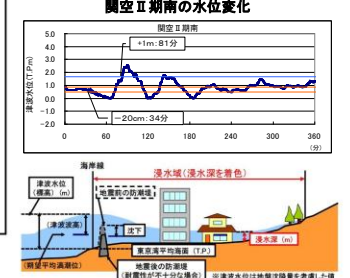
対象地震：内閣府ケース3, 4, 5, 10 重ね合わせ
 堤防取扱い：越流時に破壊（堤防なしとする）
 構造物条件組み合わせ（3条件の重ね合わせ）：

	防潮堤等	水門	陸門
条件1	地震時沈下量を考慮	開放	閉鎖
条件2	地震時沈下量なし	閉鎖	閉鎖
条件3	地震時沈下量なし	開放	閉鎖

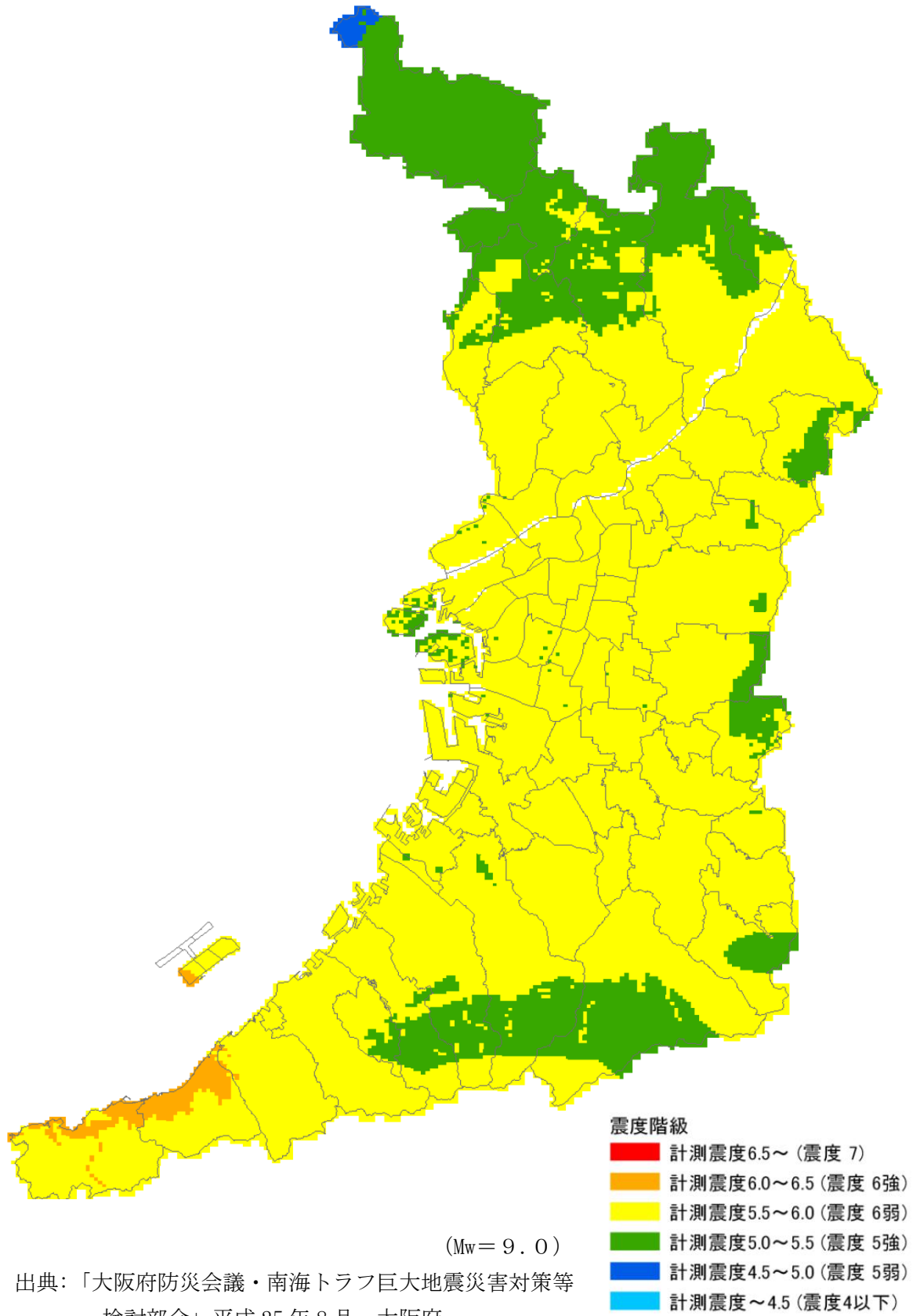
【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ作成や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を有すると考えられるケース3, 4, 5, 10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の閉鎖状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域（浸水の区域）と浸水深（水深）を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いというわけではありません。このため、浸水域が拡大する可能性を矢印で示しています。
- 今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

※その他の留意事項については、解説を参照して下さい。

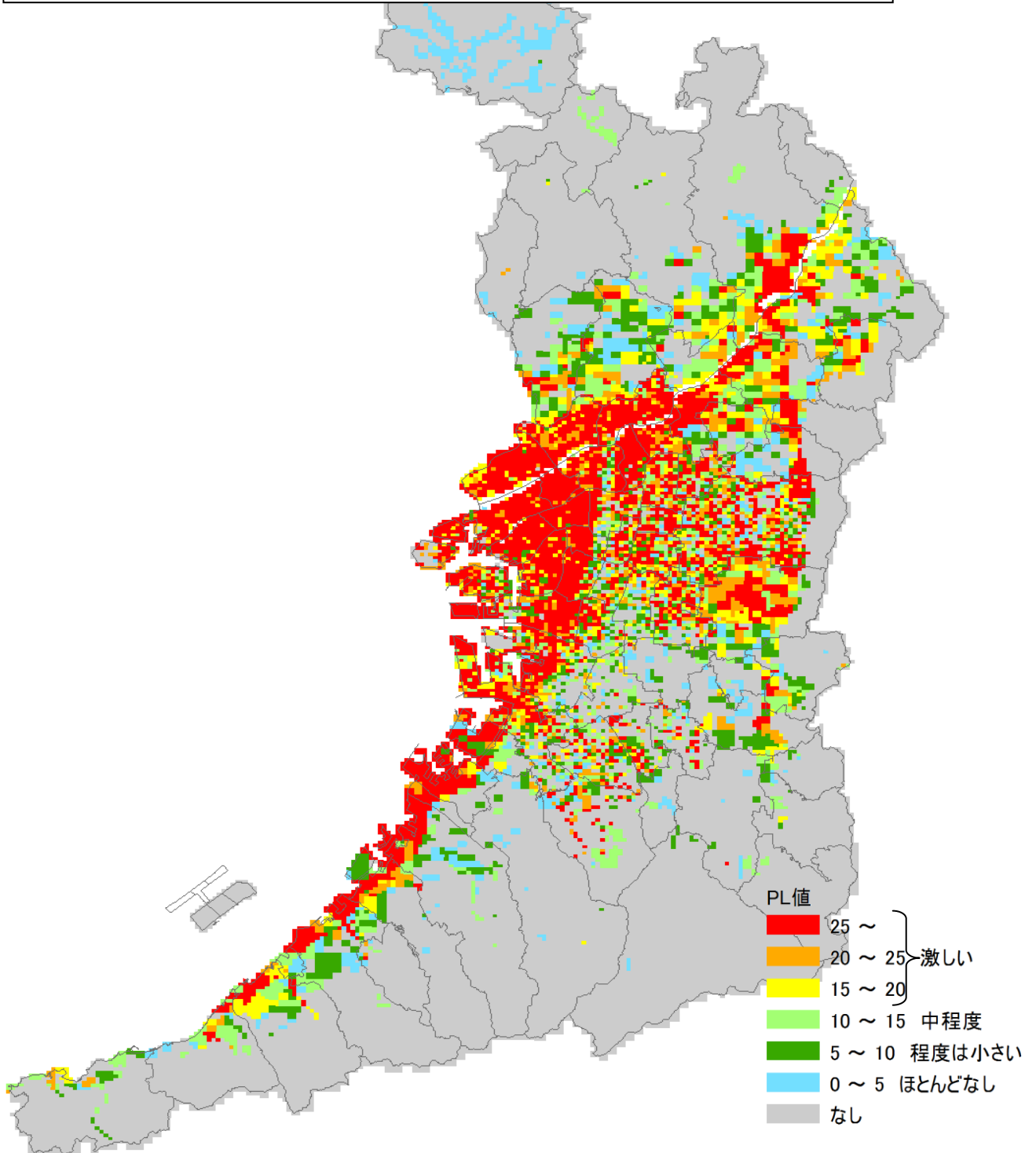


南海トラフ巨大地震の震度分布



液状化可能性

- (1) 推計は250mメッシュ単位で実施しており、メッシュ内の平均的な地盤情報を用いているため、個々の宅地や事業所等における震度分布、液状化可能性とは必ずしも一致しません。
- (2) この想定図は、府独自に収集したボーリングデータに基づいて作成したものであり、地盤改良などは考慮していません。
- (3) 地震は自然現象であり不確実性を伴うことに留意する必要があります。
例えば、液状化可能性が低いとされている地域について、液状化が発生しないことを保証するものではありません。



出典：「大阪府防災会議・南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」平成 25 年 8 月 大阪府
詳細は p. 34 記載のHPよりご確認下さい。

津波浸水想定の記事事項及び用語の解説】

(1) 用語の解説 (図-1 参照)

①浸水域について

海岸線から陸域に津波が遡上することが想定される区域です。

②浸水深について

- ・陸上の各地点で水面が最も高い位置にきたときの地面から水面までの高さです。
- ・図-2のような凡例で表示しています。

③最大津波水位について

主要な代表地点の最大津波水位です(標高^{※1}で表示) (地盤沈降を考慮)。

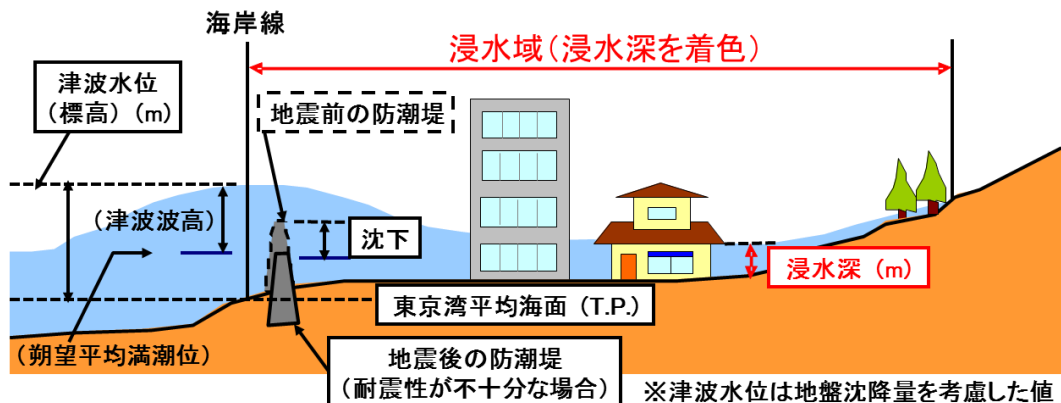
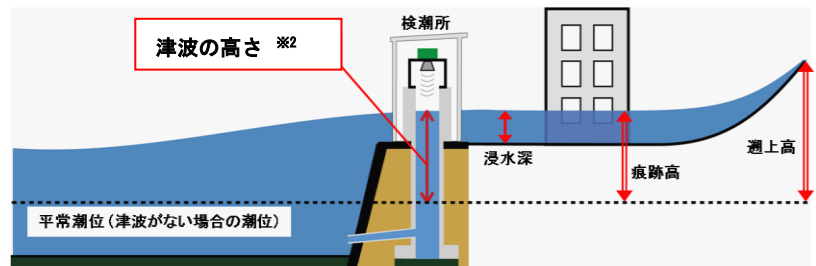
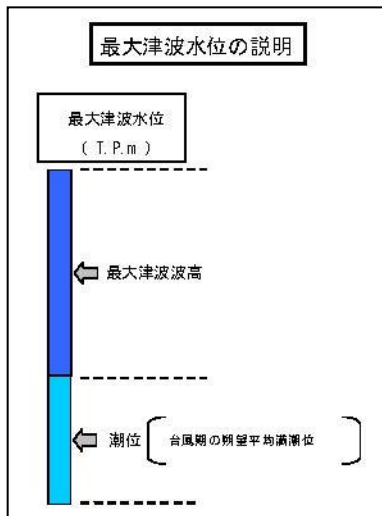


図-1 津波水位の定義 (大阪府)



出典: 気象庁「津波について」(<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/faq/faq26.html>)

図-2 津波水位の定義 (気象庁)

※1 標高は東京湾平均海面からの高さ(単位:T.P.+m)として表示しています。

※2 気象庁が発表する津波の高さは、平常潮位(津波が無かった場合の同じ時刻の潮位)からの高さを表示しています。

【利用上の注意点】

- 浸水域や浸水深は、局所的な地面の凹凸や建築物の影響のほか、地震による地殻変動や構造物の変状等に関する計算条件との差異により、浸水域外での浸水の発生や、浸水深がさらに大きくなる場合があります。
- 地形図は最新のものを使用しておりますが、現在の地形と異なる場合もあります。
- 津波は、第1波だけで終わるものではありません。何度も繰り返してくるものです。また、第2

波以降が大きくなることもあります。

○揺れがおさまったら、すぐに避難を開始し、津波警報や避難勧告が解除されるまでは、避難を継続する必要があります。

【その他】

○今後、数値の精査や表記の改善等により、修正する可能性があります。

【浸水面積等について】

(1) 市町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

表－1 市区町別の浸水面積、最大津波水位、最短到達時間

市区町	浸水面積 注1) (ha)	最大津波水位 注2) (T.P. + m)	海面変動影響 開始時間 注3) (分)	地震発生後最短到達 時間 注4) (分)
堺市 堺区	774 [540]	4.2 [5]	66	110 [114]
堺市 西区	928 [580]	4.9 [5]	55	101 [106]
高石市	716 [450]	4.8 [5]	52	102 [105]
泉大津市	521 [440]	4.4 [5]	58	95 [98]
忠岡町	97 [60]	4.3 [4]	55	94 [98]
岸和田市	398 [360]	4.4 [5]	56	93 [95]
貝塚市	124 [80]	3.7 [4]	31	88 [90]
泉佐野市	111 [70]	3.8 [4]	31	81 [84]
田尻町	28 [20]	3.3 [4]	28	80 [83]
泉南市	110 [50]	3.2 [4]	29	75 [77]
阪南市	47 [20]	3.6 [4]	28	68 [72]
岬町	69 [70]	3.8 [4]	26	54 [59]

[]は、内閣府公表(平成24年8月29日)

注1) 浸水面積は、河川等部分を除いた陸域部の浸水深1cm以上。小数点以下第一位を四捨五入。内閣府公表は府域で浸水面積が最大となるケース④。10ha単位。*は10ha未満の浸水を表す。

注2) 最大津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における津波の水位を標高で表示。小数点以下第二位を切上げ。内閣府公表資料は、最大津波高(満潮位の時の標高、地殻変動考慮)。

注3) 海面変動影響開始時間は、代表地点で地震発生直後に±20cmの変動が生じるまでの時間。

注4) 最短到達時間は、+1mの津波が襲来する時間。

○大阪府 HP

- ・大阪府津波浸水想定

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/tsunamishinsuisoutei/index.html>

- ・南海トラフ巨大地震による震度分布・液状化可能性の詳細図

<http://www.pref.osaka.lg.jp/kikikanri/detailed-figs/index.html>

○国土交通省ハザードマップポータルサイト

- ・災害選択「津波ハザードマップ」、市町村を選択して必要なハザードマップを確認

<http://disaportal.gsi.go.jp/viewer/>